

江戸川区創業支援施設「チャレンジオフィス船堀」入居規程

1 目的

この規程は、江戸川区創業支援施設「チャレンジオフィス船堀」(以下「施設」という。)の使用方法等について、必要な事項を定め、円滑かつ適正な施設運営を図ることを目的とする。

2 入居者の責務

江戸川区創業支援施設の入居者は、この規程に従うとともに、お互いに協力調整し、施設の安全管理に努めなければならない。

3 使用時間等

施設は、24 時間の使用を可とするが、夜間の使用にあたっては近隣の迷惑とならないよう留意すること。

4 施設の入退館及び施錠管理

(1) 施設の入退館は、主扉を使用することとし、非常時のみ他の 2 扉からの退館を可とする。なお、非常時に備えて、非常口・非常階段の位置等を確認しておくこと。

(2) 施設の入館時は、「ICカード」を施設主扉部に設置する「カードリーダー」に接触し解錠のうえ入館する。

(3) 施設の最初の入館者は、入館後、施設入口内側に設置する「機械警備操作盤」に「ICカード」を接触することにより、施設の共用部分及び自室における警備態勢を解除し、自室に入室する。

施設共用部分における警備態勢の解除後は、各室の入館者は、原則として同様の動作により各室における警備態勢のみを解除し、自室に入室する。

(4) 各室最初及び最後の入退室者は、各室入口部の表示を「在室」または「不在」に変更のうえ、各室の鍵で解錠又は施錠するものとし、「ICカード」を施設入口内側に設置する「カードリーダー」に接触し、各室における警備態勢を解除及び設定する。

なお、各室の最終退室者は、他の入居者の在室状況を確認し、自身が施設の最終退館者であった場合は、施設の共用部分における窓の施錠、空調機器等の電源及び水道の蛇口等を確認のうえ、各室における警備態勢を設定のうえ退館するものとする。

共用部分の警備態勢は、最終退館者が自室を警備態勢に設定する。

- (5) 最終退館者は、施設出入口通路の照明及び化粧室の照明・施錠を確認のうえ退館すること。
- (6) 入居者以外（来客者、運送業者等）が訪問した際は、施設の主扉付近に設置するインターホンで入居者を呼び出し、入居者が自室の「解錠ボタン」又は主扉内側から直接解錠することとする。
- (7) 施設の使用にあたっては、騒音など他の入居者及び近隣の迷惑にならないよう留意すること。

5 防火管理者の選任について

消防法第8条の規定に基づき、各入居者は甲種又は乙種防火管理者の資格を有する「防火管理者」を定め、区に届け出ること。

なお、入居時に有資格者が不在の場合は、早期に所定の講習を受講し、区に届け出ること。

6 換気・吸気について

施設最初の入館者は、通路付近の消火栓左横にある「換気・吸気」スイッチを入れ、最終退館者はスイッチを切ること。

7 許容電力

- (1) 各室における許容電力は、30A以下とする。

8 電気料等の負担

- (1) 各室における電気料及び通信費等は、入居者の負担とする。

- (2) 各室の電気料は、区が各室ごとに設置してある子メーターを検針のうえ、入居者に使用料を請求する。

入居者は、区からの請求に基づき、区が作成する「納入通知書」により納入期限までに納入すること。

9 電話回線等

- (1) 電話、インターネットは入居者と各供給事業者等との間で直接契約すること。

- (2) 入居者が施設を使用するにあたり、新たに配線工事等が必要な場合は、事前に区の許可を得てから行うこと。

10 清掃等

- (1) 共用部分（エントランス、通路・会議相談スペース・化粧室等を含む）の清掃は、区指定の清掃業者が行う。

- (2) 各室の清掃、ゴミの処理は入居者が行うこと。

11 会議・相談スペース等

- (1) 会議・相談スペースは、来客者等との打ち合わせ及び応接の場とする。入居者は、予定表に記入したうえで使用することとし、各入居者がお互いに協力調整し、譲り合って使用すること。
- (2) 会議・相談スペースを使用した後は、持ち込んだ資料や器具の片づけ、ゴミ等の清掃、整理整頓に努め、他の使用者の迷惑とないようにすること。
- (3) 会議・相談スペース及び廊下等の共用部分は、荷物・資料等で占拠しないこと。
- (4) 流し台の使用者は、整理整頓し、衛生的な環境の確保に努めること。

12 駐車場

- (1) 当施設 1 階の駐車場は利用できないので、注意すること。

13 その他

- (1) 入居者は、契約時に配付する「ICカード」及び「各室の鍵」を自己の責任において管理し、退去時に返却すること。なお、入居者の責により「ICカード」及び「各室の鍵」を紛失し、または使用できない状態とした場合の費用は、入居者の負担とする。
- (2) 警備解除をせず入室、残留者が在室しているにもかかわらず警備セットする等、入居者の責により警備会社が出動した場合の費用は、入居者の負担とする。
- (3) 施設の建物内は「禁煙」とする。
- (4) 新聞、郵便物は定められたポストを利用すること。
- (5) 施設使用にあたり、区の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

【問い合わせ先】

江戸川区生活振興部産業振興課計画係

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号

電話 03(5662)0525 ・ ファクシ 03(5662)0812

E-mail : sangyou@city.edogawa.tokyo.jp